



発行所 東京都豊島区北大塚3-30-10 全管連会館 03(5081)8957 全国管工事業協同組合連合会 発行日 毎月1回(5月) 第三種郵便物 年間購読料: 2,500円 (消費税・送料込) (但し会員は購読料を含む) URL: http://www.zenkankaren.or.jp/

令和6年度水道施設整備費に係る歩掛表を改定

厚労省

・間接工事費の管材対象額1/2の見直し等5項目は見送りのため引き続き検討へ

厚生労働省は三月二十七日付で、令和六年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部を改定し、各都道府県知事に通知した。本改定は、本年四月より適用されている。通知文等は国土交通省ホームページでも公表されている。https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf-seisakunisuite/

また、今回の歩掛改定の解説を全管連ジャーナル五月号に掲載している。今回の改定では、本会が要望した六項目のうち、①水道工事における小規模な本復旧の歩掛設定については、水道工事の本復旧の日進量において、全管連の全国的な調査によるとほとんどの水道事業者が国交省の歩掛を適用している現状が確認できた。

しかしながら、この歩掛は施工規模が大きく障害のない新設工事を前提としている。現状、水道工事における小規模な本復旧では、施工場所が狭いことや片側通行での一増大などにより、歩掛増が必要となるため、「水道工事における本復旧」において、各水道事業者が工期算定で使用している一日当りの舗装復旧工の出来高に際し、割合増が必要となるため、本会としても引き続き、全国の会員からの要望、意見を踏まえ、本会の歩掛検討会ワーキンググループで実態データの分析を行い、再度検討することとしている。

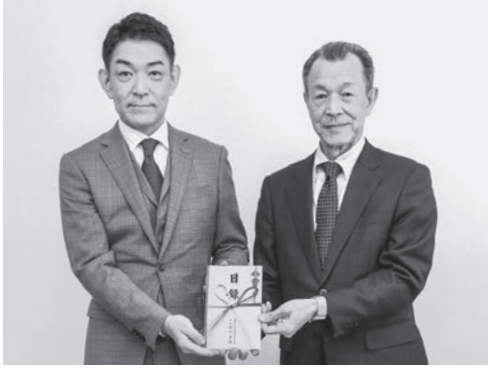
【見送り】③市街地補正係数及び適用優先の改定については、④準備費の積算項目に「除雪」の追加項目に「ポリエチレン管(融着接合)布設歩掛表・諸雑費の改定について⑥施工管理システムを採用する場合の増加費用について。

【見送り】③市街地補正係数及び適用優先の改定については、④準備費の積算項目に「除雪」の追加項目に「ポリエチレン管(融着接合)布設歩掛表・諸雑費の改定について⑥施工管理システムを採用する場合の増加費用について。

能登半島地震災害義援金から

石川県連に6000万円を寄付

全国の会員から寄せられた義援金7,200万円を石川・新潟・富山へ贈呈



北川県連会長(写真左)へ寄付金目録を手渡す藤川会長

全管連

四月十六日、本会は全国の会員等より支援いただいた能登半島地震災害義援金の中から、インフラ整備等復旧事業に役立てて頂くため、六千萬元を石川県管工事業協同組合連合会(北川雅一朗会長)に寄付した。

同日、贈呈式が石川県金沢市の県連事務所にて行われ、本会から藤川幸造会長、粕谷明博専務理事、県連から北川会長、若荷谷長、若荷谷副会長(全管連理事)、萬谷哲男副会長、稲本長、稲本専務局長、八十嶋淳一アドバ



贈呈式後は、応急復旧活動で浮き彫りとなった課題や今後の対応について意見交換を行った

金は、全国の会員(被災が甚大な石川県を除く)・賛助会員の皆様より七千二百万円の温かいご支援が寄せられた(義援金の内訳は三面参照)。なお、義援金のお渡し先については、石川県連に六千萬元、新潟県連に六百万円、富山県連に六百万円をお渡しすることとしている。(本紙四月号既報)

各組合に配分し、特に被災が大きかった能登地域の四組合に対しては倍の配分としたこと述べた。能登半島地震災害義援金は、全国の会員(被災が甚大な石川県を除く)・賛助会員の皆様より七千二百万円の温かいご支援が寄せられた(義援金の内訳は三面参照)。なお、義援金のお渡し先については、石川県連に六千萬元、新潟県連に六百万円、富山県連に六百万円をお渡しすることとしている。(本紙四月号既報)

地球温暖化の影響により桜の開花は年々早まっているが今年の関東地方の桜は開花が遅かった。ここ数年では入学式の頃にはすっかり葉桜となることも多かったが、今年は満開の桜の下で記念撮影が出来たことだろう。地球温暖化は、オゾン層の破壊に関係しており、オゾン層に大きな穴が生じ、そのオゾンホールの拡大によって温暖化の進行が高まるといわれている。近年では、世界各地で温暖化抑止の意識も高まり、様々な取組も行われている中、オゾンホールが縮小傾向である事が分かっていた。▼南極上空のオゾンホールは一九八〇年には五〇〇万km²だったが二〇〇〇年には二九〇万km²と最大を記録。だが二〇二〇年には二四八〇万km²と縮小していた。このままいくと二〇六六年頃には、ほぼ回復するとしている。▼試行錯誤を繰り返しながらも、じわじわと出来ることをやってきた人類の努力が、きちんと報われているという事実だ。地球温暖化についてもいつか朗報が舞い込んでくると期待したい。

本号の主な内容

- 行政の機能強化のための法律の施行について 2面
- 第64回通常総会・全国大会申込受付中 3面
- 第66回水道週間の実施について 5面
- 水道週間PRチラシ・ポスターを配布 5面

- ◇今後の主要(関連)行事予定◇
- 6月4日(火) 正副会長・ブロック長・部会長会議
- 6月20日(木) 第358回理事会
- 7月18日(木) 第64回通常総会・令和6年度全国大会懇親会、島根県松江市

水牌

INAX

空間を美しく整えるトイレ。

パブリック向けクイックタンク式床置便器

露出していた配線もホースも隠してすっきり。

コンパクトな奥行675mmでゆったり空間。

約20秒の短い洗浄間隔で混雑を緩和。

LIXIL Link to Good Living

お客様相談センター ☎ 0120-179-400
受付時間: 平日9:00~18:00 土・日・祝9:00~17:00

検索機能充実の **WEBカタログ** はホームページから!

ホームページはこちら ▶▶▶

タブチ 検索

低層集合住宅用 複式メータボックス

樹脂製 クワトロ-II

メータユニット一体型で1つのメータボックスに最大4つの量水器を設置可能!

省施工 + 耐震化製品

※人気※ **樹脂製 クワトロ の2次側がバージョンアップ!**

施工性向上 狭い所でも配管可能!

ソケット不要

自由に動く 可とう継手!

商品のお問合せは **0120-481-130**

株式会社 **タブチ**

検索機能充実の **WEBカタログ** はホームページから!

株式会社 **TBC** TABUCHI WEB CATALOG

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について

厚労省

厚生労働省が所管する水道行政を国土交通省、水質基準関係業務を環境省に移管する「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が四月一日から施行されることを踏まえ、同省は三月二十九日付けの健康・生活衛生局水道課名で、標記について都道府県・保健所設置市と特別区に対し通知するとともに、同日付け

第一改正の概要
1 組織法令の改正
(2) 水道整備・管理行政関係の改正
水道整備・管理行政に関する事務を国土交通省及び環境省に移管し、健康・生活衛生局水道課を

廃止すること。
2 作用法令の改正
(2) 水道整備・管理行政関係の改正
①大臣名等に係る所要の改正
関係法令において、水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から「厚生労働大臣」を「環境大臣」に、当該事務以外の事務については、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める等の所要の改正を行ったこと。

と。
②布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正
両資格の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、整備法の趣旨を踏まえて、資格要件に下水道等に関する実務経験を含める等の改正を行ったこと。
また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、職員数の少ない小規模事業者における

技術上の実務経験年数の見直し等を行ったこと。
3 施行期日
令和六年四月一日から施行すること。ただし、第1の2の②については令和七年四月一日から施行すること。

について「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは、「環境省（環境大臣）」と、これ以外については「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは「国土交通省（国土交通大臣）」と読み替えるなど、必要な読み替を行った上で、引き続き適用されるものであること。
(2) 通知等を発出した主体の読み替えについて
水道整備・管理行政の移管前に発出された健康・生活衛生局内各職による通知等は、別途の通知等が発出されない限り、行政移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等

と。
③申請書、報告書等の提出先について
移管される事務に関する申請書等の送付先については、別途の通知等が発出されない限り、令和六年四月一日以降は、当該申請書等に係る事務を所掌する国土交通省地方

整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課室とされたい。

連も資材をトラックに積んで待機、出動するなど両団体は復旧活動に貢献している。
全管連と管機連は、平成二十八年五月、災害発生時に水道施設等の早期復旧を目指すため、全管連役員が行う応急復旧活動で使用する資機材の確保・調達等に管機連が協力する「災害時における応急復旧の応援協力に係る覚書」を締結し、一体的な応急復旧体制の構築を進めてきた。

2024年IWA(国際水協会)世界会議・展示会の開催について
標記の会議・展示会は、

なお詳細は、(公社)日本水道協会研修国際部 国際課(電話〇三三二六四一三三〇七)までお問い合わせください。

管機連の藤川幸造会長は四月二十三日、日本設備工業新聞社の企画「能登半島地震の復旧と今後の備え」による(一社)全国管工機材商業連合会(管機連)橋本政昭会長との対談を東京都中央区の橋本総業(株)本社で行い、対談終了後、橋本会長から能登半島地震への義援金として百三十万円が贈呈された。

能登半島地震発生から全管連の各組合が復旧作業に従事しており、管機連も資材をトラックに積んで待機、出動するなど両団体は復旧活動に貢献している。

世界各國から上下水道環境など水に関する専門家が一堂に会する二年に一度の会議であり、令和六年八月十一日(日)から十五日(木)の五日間の日程で、カナダ・トロントにおいて開催されます。

日本における技術力や知見の発信はもちろんのこと、世界の抱える水問題等についての情報共有並びに国内外におけるネットワーク構築に、ぜひこの機会を有効にご活用ください。

なお詳細は、(公社)日本水道協会研修国際部 国際課(電話〇三三二六四一三三〇七)までお問い合わせください。

お問い合わせください。

管機連の藤川幸造会長は四月二十三日、日本設備工業新聞社の企画「能登半島地震の復旧と今後の備え」による(一社)全国管工機材商業連合会(管機連)橋本政昭会長との対談を東京都中央区の橋本総業(株)本社で行い、対談終了後、橋本会長から能登半島地震への義援金として百三十万円が贈呈された。

能登半島地震発生から全管連の各組合が復旧作業に従事しており、管機連も資材をトラックに積んで待機、出動するなど両団体は復旧活動に貢献している。

世界各國から上下水道環境など水に関する専門家が一堂に会する二年に一度の会議であり、令和六年八月十一日(日)から十五日(木)の五日間の日程で、カナダ・トロントにおいて開催されます。

日本における技術力や知見の発信はもちろんのこと、世界の抱える水問題等についての情報共有並びに国内外におけるネットワーク構築に、ぜひこの機会を有効にご活用ください。

なお詳細は、(公社)日本水道協会研修国際部 国際課(電話〇三三二六四一三三〇七)までお問い合わせください。

お問い合わせください。

管機連の藤川幸造会長は四月二十三日、日本設備工業新聞社の企画「能登半島地震の復旧と今後の備え」による(一社)全国管工機材商業連合会(管機連)橋本政昭会長との対談を東京都中央区の橋本総業(株)本社で行い、対談終了後、橋本会長から能登半島地震への義援金として百三十万円が贈呈された。

能登半島地震発生から全管連の各組合が復旧作業に従事しており、管機連も資材をトラックに積んで待機、出動するなど両団体は復旧活動に貢献している。

世界各國から上下水道環境など水に関する専門家が一堂に会する二年に一度の会議であり、令和六年八月十一日(日)から十五日(木)の五日間の日程で、カナダ・トロントにおいて開催されます。

日本における技術力や知見の発信はもちろんのこと、世界の抱える水問題等についての情報共有並びに国内外におけるネットワーク構築に、ぜひこの機会を有効にご活用ください。

なお詳細は、(公社)日本水道協会研修国際部 国際課(電話〇三三二六四一三三〇七)までお問い合わせください。

お問い合わせください。

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

国土交通省・総務省

国土交通省と総務省は三月二十九日付の両省連名で、標記について都道府県・政令都市と各議事事務局に対し通知するとともに、国交省は同日付で本会を含む建設業団体にも不動産・建設経済局建設業課長名で事務連絡を送付した。

詳細は同省ホームページを参照ください。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00235.html

国土交通省及び総務省は、平準化の意義や重要性を鑑み、各地方公共団体における平準化の取組を促進するため、令和二年より全ての地方公共団体における平準化の進捗・施策の取組状況について公表する「見える化」を実施してきた。両省は「令和五年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」等の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について「見える化」して公表することを決めた。また、地方公共団体に対して各発注担当部局が緊密な連携を図りつつ取組の一層の推進を図るよう要請した。

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について

国土交通省

国土交通省は三月二十九日付で、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関する取組の進捗状況及び施策の取組状況について「見える化」して公表することを決めた。また、地方公共団体に対して各発注担当部局が緊密な連携を図りつつ取組の一層の推進を図るよう要請した。

国土交通省は三月二十九日付で、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関する取組の進捗状況及び施策の取組状況について「見える化」して公表することを決めた。また、地方公共団体に対して各発注担当部局が緊密な連携を図りつつ取組の一層の推進を図るよう要請した。

国土交通省は三月二十九日付で、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関する取組の進捗状況及び施策の取組状況について「見える化」して公表することを決めた。また、地方公共団体に対して各発注担当部局が緊密な連携を図りつつ取組の一層の推進を図るよう要請した。

全国管工機材商業連合会から能登半島地震義援金に寄付

全管連

全管連の藤川幸造会長は四月二十三日、日本設備工業新聞社の企画「能登半島地震の復旧と今後の備え」による(一社)全国管工機材商業連合会(管機連)橋本政昭会長との対談を東京都中央区の橋本総業(株)本社で行い、対談終了後、橋本会長から能登半島地震への義援金として百三十万円が贈呈された。

能登半島地震発生から全管連の各組合が復旧作業に従事しており、管機連も資材をトラックに積んで待機、出動するなど両団体は復旧活動に貢献している。

世界各國から上下水道環境など水に関する専門家が一堂に会する二年に一度の会議であり、令和六年八月十一日(日)から十五日(木)の五日間の日程で、カナダ・トロントにおいて開催されます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書とは

建設工事

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書(標準見積書)とは、下請負人が元請負人(直近上位の注文者)に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書とは

建設工事

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書(標準見積書)とは、下請負人が元請負人(直近上位の注文者)に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

公共事業労務費調査(令和5年10月調査)における社会保険加入状況調査結果を公表

企業単位で99・2%、労働者単位で92%

国土交通省は、三月二日の保険加入状況は以下のとおりとなった。三保険(雇用保険・健康保険・厚生年金)にすべて加入している割合は、企業が九九・二%(前年調査時九九・五%)、労働者が九二・一%(同九一・一%)となった。対象企業数は約二万二千社、対象労働者数は約七万八千人。

第64回通常総会・全国大会

7月18日(木)に松江において開催

全国から多数の参加を

出席者・宿泊の申込を受付中



くにびきメッセ(島根県立産業交流会館)

本会の第六十四回(令和六年度)通常総会・全松江管工事事業協同組合大会及び関連行事は、(理事長・北野伸昭氏)が担当し、来る七月十八日(木)に松江市の島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)において開催される。

開催地の松江組合は、全国からの多数の出席を呼びかけ、予備調査の段階で約六百七十名が出席予定となった。申込締切は、六月二十一日(金)です。

配管工(九九・二%)、ダクト工(九八・二%)、普通作業員(九九・一%)。職種別労働者の社会保険加入率は以下のとおり。三保険加入・三保険いずれか加入・未加入の順

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について。経済産業省は、建設業者等に対して、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設工事等におけるガス管の有無、その配置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

建設業者等には、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。また、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

建設業者等には、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。また、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

建設業者等には、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。また、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

建設業者等には、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。また、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

建設業者等には、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。また、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

建設業者等には、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。また、ガス管の設置及び使用状況について照会すること、必要に応じて、建設業者等への確認を徹底すること、を要するとしている。

第64回通常総会・全国大会

1、日時 令和六年七月十八日(木)(受付正午)

2、場所 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

3、会場 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

4、参加費 一人三万円、夫人同伴の場合二人で四万五千元(いずれも税込み)

5、宿泊費 別途要

6、交通費 別途要

7、その他 別途要

8、申込締切 六月二十一日(金)

9、申込先 事務局

10、問い合わせ先 事務局

11、申込書 事務局より配布

12、申込料 別途要

13、申込方法 郵送

14、申込期限 六月二十一日(金)

15、申込先 事務局

能登半島地震災害義援金一覧

2024年4月15日現在

Table with columns: 名称, 金額, 備考. Lists various organizations and their contribution amounts to disaster relief.

旅行代金・下記料金 四万七千五百円(一名)には、貸し切りバス・宿泊代・食事代・入会費、夕食のみ「佳翠苑」にてご用意し、宿泊は松江市内のホテルへご案内いたします。(夕食後、佳翠苑 皆美より送りバスあり)

建設業の人材確保・育成に向けた取組の概要を公表

― 令和6年度予算の概要 ―

国土交通省・厚生労働省

国土交通省及び厚生労働省は、建設業の人材確保・育成に多角的に取り組むため、令和6年度予算の概要「建設業の人材確保・育成に向けて(令和6年度予算の概要)」をとりまとめ、国交省が不動産・建設経済局建設市場整備課、厚労省は職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室名にて公表した。

概要は以下のとおり。詳細は国交省ホームページを参照ください。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00197.html

建設業の技能者のうち、六十歳以上の割合が約四分の一を占める一方、二十九歳以下は全体の約一二％となっている。このような中、建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進め、働くことが重要となっている。両省は、引き続き連携して関係施策を実施し、

建設業の人材確保・育成に一層取り組んでいくこととしている。「建設業の人材確保・育成に向けて(令和6年度予算の概要)」のポイント

- 人材確保
建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施
・働き方改革等による建設業の魅力向上(2.1億円)
- 人材育成
若年技能者等を育成するための環境整備
・働き方改革等による建設業の魅力向上(再掲)(2.1億円)
- 魅力ある職場づくり
技能者の処遇を改善し、安心して働けるための環境整備
・働き方改革等による建設業の魅力向上(再掲)(2.1億円)

・中小建設事業者等への支援(建設労働者育成支援事業等)(4.8億円)
・建設分野におけるハロートレーニング(職業訓練)の実施(1.3億円)等

6年度建設業経理検定試験のご案内

振興基金

(一財)建設業振興基金は、建設業会計知識の普及および処理能力の向上を目的として、建設業会計に関する検定試験を実施している。このうち一級・二級は登録経理試験(建設業法施行規則第十八条の三)として、三級・四級は同基金独自の検定試験として実施しており、各々の名称は「建設業経理士検定試験(一級・二級)」、「建設業経理士検定試験(二級・四級)」となっている。

なお、一級及び二級建設業経理士検定試験に合格した者は、その合格した日から五年を経過する日が属する年度の年度末までは、経営事項審査における「公認会計士等の数」において評価されている。この期間を経過した後は、「登録経理講習」を修了することで評価対象となる。試験の内容や時間割等の詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.keiri-kentei.jp/>

1、試験日程
(一)上期試験 第三十五回建設業経理士検定試験(一級・二級)
(二)下期試験 第三十六回建設業経理士検定試験(一級・二級)
2、試験内容及び程度
3、試験の内容及び程度
4、試験日の時間割・試験時間等 ホームページ参照。
5、同日受験
以下の組み合わせのみ、複数の級・科目の同時受験が可能です。

公共工事に入札参加しようとする企業が受審しなければならない経営事項審査(建設業法第二十七條の二十三)又は公認会計士等の数で二級および二級建設業経理士を、「監査の受審状況」で一級建設業経理士を評価している。

①受験申込受付期間 令和六年五月十四日(火)～六月十三日(木)
②試験日 令和六年九月八日(日)。

③合格発表日 令和六年十一月八日(金)。
④下期試験 第三十六回建設業経理士検定試験(一級・二級)、第四十三回建設業経理士検定試験(二級・四級)
⑤受験申込受付期間 令和六年十一月十二日(火)～十二月十二日(木)
⑥試験日 令和七年三月九日(日)。
⑦合格発表日 令和七年五月九日(金)。
⑧受験資格
となっても、希望の級を受験することができません。ただし、一級と他の級の同日受験はできません。同日の二級の複数科目受験は可能です。
⑨、申込み方法
(一)インターネットによる申込
<https://www.keiri-kentei.jp/exam/frsthalf/internet.html>
(二)「受験申込書」郵送による申込
申込書を手入力いただき、申込期間内に必要事項を記入のうえ、同基金宛てに「簡易書留」郵便にて郵送。詳細はホームページ参照。
9、お問合せ先
三十四五八)。

Quality, Safety & Originality

水道用ポリエチレン管金属継手 QHP継手

2024年 4月発売

インコア打ち込み不要のスピーディな施工で耐震化!

高密度ポリエチレン管 1種(PE100) 水道用ポリエチレン 1種二層管(PE50)

どちらも使用できます!

- 特長1 容易な施工性
- 特長2 高い接合強度
- 特長3 管の互換性

レベル2地震動や地盤変状を想定した性能項目で高い性能を発揮します。

前澤給装工業株式会社 <https://www.qso.co.jp/>

本社 〒152-8510 東京都目黒区鷹番2丁目14番4号 Tel.(03)3716-1511(代表)

建設業の人材確保・育成に向けて(令和6年度予算の概要)

- 建設業の技能者のうち、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12％となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- 国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム(CCUS)」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和6年度予算案において所要の措置を講じる。

国土交通省

建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及促進に向けた取組

- 適正な雇用関係と併せた取組(国交省) CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- 建設関係助成金による支援(厚労省) CCUSの普及促進に取り組む建設事業主団体を支援
- CCUSの普及啓発等(国交省、厚労省) ハロートレーニング利用者等に対する周知など

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハロートレーニングにおいて就職支援を実施

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し安心して働けるための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

第66回「水道週間」の実施について

国土交通省と環境省

国土交通省と環境省がこれまで水道の整備を図られてきた。現在ではほぼ全域にわたる普及率を達成し、今や水道は生活基盤として欠かせないものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に直面していることも現実である。こうした水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたって持続可能な水道とするためには、水道の基盤の強化に早急に取り組む必要がある。

実施要綱

1. 名称 第六十六回「水道週間」
2. 期間 令和六年六月一日(土)から六月七日(金)まで。
3. 趣旨 水は国民の生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を目指す。また、東日本大震災や

和六年能登半島地震等の近年の大規模災害等を教訓にして、災害に強い水道づくりや、全国的水道事業者による被災地への広域緊急給水・復旧体制整備など、災害対策、危機管理面の強化も必要である。

こうした状況を踏まえ、国民各層に対して水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するものである。

4. 実施機関(略)
5. 実施目標 本年は、「たいせつに

みずはみんなの たか問題への対応を含めて、安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備について、国民の理解と協力を求めること。

- (一) 災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進について、国民の理解と協力を求めること。
- (二) 濁水への対処や将来にわたって安定した水道水を供給するため、水道水源の水質確保や節水、水道施設の維持・修繕及び計画的な更新の重要性について、国民の理解を深めること。
- (三) 消毒副生成物や病原性微生物問題等の水質

- (四) 給水装置に関する制度の円滑な実施を図るとともに、維持管理の重要性について理解と協力を求めること。
- (五) 水道事業経営の仕組みや水道料金等について、正しい知識を提供し、理解を得ること。
- (六) 簡易専用水道や小規模貯水槽の管理について、正しい知識を提示し、管理の重要性について理解を得ること。
- (七) 水道事業ビジョン

(地域水道ビジョン)について、公表により需要者への情報提供と理解の向上を図ること。

6. 実施方法

- (一) 国土交通省及び環境省(略)
- (二) 都道府県 水道週間の趣旨に賛同する都道府県は、市町村及び水道事業者の実情に応じた実施計画を作成する等、本運動の推進を図る(以下略)。

建設業労働災害防止協会は、標記大会を令和六年十月三日(木)・四日(金)の二日間に亘り、東京ビッグサイト(東京都江東区有明三丁目一)等において、現地開催とオンライン開催を組み合わせたハイブリッド開催を行う。

初日の総合集会では、労働災害防止活動に顕著な功労・功績があった安全功労者等の表彰、安全の誓いの採択講演等を、二日目の専門部会では、会員企業等が取り組み、成果をあげた最新の安全衛生管理活動の発表などを行う予定。

参加費 一万円(二名、税込)

問い合わせ先 建設業労働災害防止協会 業務部広報課、電話(03)三四五三一八二〇二、https://www.kenshou.or.jp

第66回水道週間 6月1日～7日

地元組合加盟の指定水道工事店 PRチラシを19・1万枚配布

全管連

信頼の所属組合員企業をPRし 各地での悪質業者対策を

六月一日(土)から七週間に開催され「たいせつ日(金)までの一週間に ついて みずはみんなのたか」を、第六十六回水道「たかもの」のスローガ

ンのもと、水道について更に国民の理解を深め、水道事業の今後の発展に資するため、関係者が連携して広報活動等の運動を重点的に実施する。

水道週間は、厚生労働省及び水道週間の趣旨に賛同する都道府県が主催し、協力団体として全管連のもと、水道について更に国民の理解を深め、水道事業の今後の発展に資するため、関係者が連携して広報活動等の運動を重点的に実施する。

また令和元年度より作成しているPRポスター「地域密着 任せて安心 安心・安全な水道を守っています!」を一九・一万枚作成し、組合に所属している指定水道工事店を広く周知する。

チラシは、近年社会問題化している悪質業者による水回りのトラブルに対して、地元組合加盟の指定水道工事店が新築リフォームの際の水道工

事はもちろん、アフターサービスにも常時対応できる体制を整えています。キッチン、洗面所、トイレ、お風呂などの水まわり関連工事の専門家です。

※「指定水道工事店」は、全国の市町村等の各水道局が指定した給水装置工事業者をしい、国家資格である給水装置工事主任技術者が工事に従事しています。

地元の強み活かして 災害復旧に貢献

安心・安全な水道を守っています!

任せて安心

地域密着

「早く修理したい」の気持ちに付け入る悪質業者は許せない

インターネットの「最安値」につられてよく分からない業者に依頼するのは危険だわ

水回りのトラブル、慌てると悪質業者寄ってくる!

近年、悪質業者等が社会問題化している「水回りのトラブル」、ご存知ですか? キッチンや風呂、トイレ等水回りや、蛇口の漏水や詰まりといったトラブルが起きた時に、投げ込み広告・マグネット、電話帳広告などを見て「低料金」と思って業者を呼んだものの、高額請求や不要工事の強要等、悪質商法の被害に遭ったという苦情が相次ぎ、問題となっています。

インターネットでの「最安値」「見積り無料」の宣伝文句に飛びつかず、行政のホームページで指定水道工事店を探す・他の業者からも見積りを取って内容を検討するなど、ぼったくり業者に遭わないためにも、まずは地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」を確認しておきましょう。

全管連会員の各地元組合加盟の指定水道工事店にお気軽にご相談ください。

全管連 全国管工事業協同組合連合会 総会 03-3453-18202 <http://www.kenshou.or.jp>

地元の強み活かして 災害復旧に貢献

安心・安全な水道を守っています!

任せて安心

地域密着

「早く修理したい」の気持ちに付け入る悪質業者は許せない

インターネットの「最安値」につられてよく分からない業者に依頼するのは危険だわ

水回りのトラブル、慌てると悪質業者寄ってくる!

近年、悪質業者等が社会問題化している「水回りのトラブル」、ご存知ですか? キッチンや風呂、トイレ等水回りや、蛇口の漏水や詰まりといったトラブルが起きた時に、投げ込み広告・マグネット、電話帳広告などを見て「低料金」と思って業者を呼んだものの、高額請求や不要工事の強要等、悪質商法の被害に遭ったという苦情が相次ぎ、問題となっています。

インターネットでの「最安値」「見積り無料」の宣伝文句に飛びつかず、行政のホームページで指定水道工事店を探す・他の業者からも見積りを取って内容を検討するなど、ぼったくり業者に遭わないためにも、まずは地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」を確認しておきましょう。

全管連会員の各地元組合加盟の指定水道工事店にお気軽にご相談ください。

全管連 全国管工事業協同組合連合会 総会 03-3453-18202 <http://www.kenshou.or.jp>

1. 水まわりの工事・リフォームは、信頼のおける地元管工事組合加盟の指定水道工事店へ
2. あなたのお好きな給水器具が選べます。
3. 漏水の時は地元管工事組合加盟店にご相談ください。
4. 災害時に組織力を発揮し迅速な復旧に貢献しています!

業界PR動画はこちらから
本編 ダigest版 命の水物語

全管連に所属する管工事組合及び約1万6千社の組合員企業は、水道事業者と連携して、国民が日々生活する上で最も重要なライフラインである水道を支えています。地元管工事組合加盟各社は地震などの災害時には真っ先に現場に駆けつけ、水道局とともに応急復旧や給水活動に従事する心構えや体制ができています。地元業者である強みを活かして早期復旧に貢献しています。

能登半島地震での応急復旧活動を行っています

協賛 LIXIL 協賛 TOTO

全国管工事業協同組合連合会(国土交通大臣認可団体)
<http://www.zenkanren.or.jp/>

地元の強み活かして 災害復旧に貢献

安心・安全な水道を守っています!

任せて安心

地域密着

「早く修理したい」の気持ちに付け入る悪質業者は許せない

インターネットの「最安値」につられてよく分からない業者に依頼するのは危険だわ

水回りのトラブル、慌てると悪質業者寄ってくる!

近年、悪質業者等が社会問題化している「水回りのトラブル」、ご存知ですか? キッチンや風呂、トイレ等水回りや、蛇口の漏水や詰まりといったトラブルが起きた時に、投げ込み広告・マグネット、電話帳広告などを見て「低料金」と思って業者を呼んだものの、高額請求や不要工事の強要等、悪質商法の被害に遭ったという苦情が相次ぎ、問題となっています。

インターネットでの「最安値」「見積り無料」の宣伝文句に飛びつかず、行政のホームページで指定水道工事店を探す・他の業者からも見積りを取って内容を検討するなど、ぼったくり業者に遭わないためにも、まずは地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」を確認しておきましょう。

全管連会員の各地元組合加盟の指定水道工事店にお気軽にご相談ください。

全管連 全国管工事業協同組合連合会 総会 03-3453-18202 <http://www.kenshou.or.jp>

令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について

(要請)

厚生労働省は、令和6年度労働安全衛生対策の推進に係る政策の取組みに当たり、三月二十九日付で、労働基準局安全衛生部安全課長等名をもち、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長並びに建設市場整備課長を通じて本会を含む建設業者団体宛に通知を行った。会員への周知等を要請された留意事項(抜粋)は以下の通り。

- 1 墜落・転落防止対策

事業者は、改正安衛則(足場関係)に基づき、本足場の使用や、足場の
- 2 墜落制止用器具の適切な使用

建設業における墜落・転落による死亡災害を見れば、墜落制止用器具を装着していただくこと、フックを使用していないケースが多く認められていることから、厚生労働省は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底することともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し、必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。
- 3 転倒災害の防止

厚生労働省は、転倒災害防止対策の推進について(令和五年五月十九日付け基安発〇五一九第四号)に基づき、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。
- 4 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

厚生労働省は、建設業における労働災害の被災者の約九割は、店中で規模が三十人未満のものに所属していることを踏まえ、建設業労働災害防止協会が実施する中小の建設会社(以下「専門工事業者等」という。)における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業に對して補助を行う。専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。
- 5 熱中症対策

事業者の熱中症予防対策の実施を促進するため、日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。また、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」と。

令和6年度建設事業主団体等を対象とする雇用・労働分野の助成金のご案内

厚労省

厚生労働省は、建設事業主団体等の皆さまを支援するために、助成目的別に人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金を展開しています。主な助成コースの概要は以下の通りです。詳細は同省ホームページを参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunisuite/bunya/koyou_roundou/koyou/kensetsu-kouwan/ensetsu-kaizen.html

◇建設事業主団体
次のいずれにも該当する建設事業主の団体(法人でない団体(代表者の

厚労省

安全な使用に関するガイドライン(平成三十年六月二十二日付け基発〇六二二第二号)の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。また、「墜落制止用器具の規格」(平成三十一年厚生労働省告示第十一号)に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。事業者は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底することともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し、必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

4 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
厚生労働省は、建設業における労働災害の被災者の約九割は、店中で規模が三十人未満のものに所属していることを踏まえ、建設業労働災害防止協会が実施する中小の建設会社(以下「専門工事業者等」という。)における集団指導、現場パト

ロール等の安全衛生活動を支援するための事業に對して補助を行う。専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

5 熱中症対策
事業者の熱中症予防対策の実施を促進するため、日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。また、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」と。

(五月から九月まで、準備期間・四月、重点取組期間・七月)を実施する。また、熱中症に関する資料やオンライン講習動画を掲載しているポータルサイトを運営する。事業者は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

定めがないなど実質的に団体の性を欠くものを除く。)も含む。)又はその別に人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金を展開しています。主な助成コースの概要は以下の通りです。詳細は同省ホームページを参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunisuite/bunya/koyou_roundou/koyou/kensetsu-kouwan/ensetsu-kaizen.html

◇建設事業主団体
次のいずれにも該当する建設事業主の団体(法人でない団体(代表者の

等からみて、事業を的確に遂行することができるものと認められるものであり、以下のいずれにも該当すること。

(イ) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等があること。

(ロ) 代表者が置かれてあるほか、事務を行うのに必要な体制が整備されていること。

(ハ) 会計経理の独立性が担保されていること。

〇令和6年度「建設事業主団体等に対する助成金の主なコースの概要」

1、人材確保等支援助成金
(1) 建設キャリアアップシステム等普及促進コース(事業主団体経費助成)

(2) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業

(3) 若年者等の育成と熟練の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合。

2、人材開発支援助成金
(1) 建設労働者認定訓練コース
【中小建設事業主団体・職業訓練法人】
認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合。対象経費の六分の一。

(2) 建設労働者技能実習コース
【建設事業主団体】
若年者等の育成と熟練の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合。対象経費の五分の四。

中小建設事業主団体以外・対象経費の三分の一。

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主団体・職業訓練法人向け 助成コース一覧(令和6年度)

コース名	対象経費	補助率
建設キャリアアップシステム等普及促進コース	中小建設事業主団体 対象経費の2/3 中小建設事業主団体以外 対象経費の1/2	3割
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)	中小建設事業主団体 対象経費の2/3 中小建設事業主団体以外 対象経費の1/2	9割
作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)	【広域的職業訓練法人】 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備をおこなった場合	18割
建設労働者認定訓練コース	【中小建設事業主団体・職業訓練法人】 認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	19割
建設労働者技能実習コース	【建設事業主団体】 若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	21割

それぞれのコースで上限額があります。助成額は100円未満切り捨てとなります。

建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。各種申請書のダウンロードも可能です。※労働局へのお問い合わせは巻末の一覧をご活用ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

PL060401建池02

ヤノ・ストッパー [管路断水器]

実績が信頼の証し
施工実績 23万件突破!



- 円形のカッターで穿孔、管の強度低下が少なく。
- 穿孔部は切片で回収。切粉の発生が少なく、また専用の切粉排出口より管外に排出。
- 繰り返し開閉が可能。
(加圧状態で500回開閉テストをクリア)
- 真上から穿孔、掘削寸法が小さい。
- 不要になれば断水工事で弁体の撤去が可能。

水道管路を不断水で自在に移設! 管路の事故にもスピーディーに対応!

[製作サイズ] 鉄管管用75~600mm/塩ビ管用75~200mm/石綿管用75~300mm
※上記以外のサイズについてはお問い合わせください。

水道管路機器のパイオニア、不断水の
大成機工株式会社
www.taiseikiko.com

本社/大阪市北区梅田1丁目1番3-2700 TEL.06(6344)7771(大代表)

職業紹介漫画「命の水物語」を増刷配布

・都道府県支部に9700部
全設研会員校に4600部贈呈

本会が昨秋、若年者へ「工業界」という職業についての業界PR、入職促進の目的で制作した漫画「命の水物語」を、今年度の刊行後、各方面で好評を博し、会員等より増刷の希望が多く寄せられた。これを踏まえ、五月月上旬、各支部には計九千七百部を、全設研会員各校には二百部ずつ計四千六百部を贈呈した。



2日(一社)建設技能田職員。

人材機構の事業情報共有会WEBが九日、十六日、機材商業連合会の橋本政昭二十三日の午前九時三十分会長の旭日小綴章受章記念より行われ、仲村主任が出席した。

4日 令和六年度事業の打合せが午後三時より、東都豊島区的全管連会館にて行われ、阿部技術参与、松本調査役、依田主任、仲村主任が出席した。

11日 第二回来創造検討委員会が午後二時より、東京都千代田区の東京都豊島区的全管連会館にて行われた。出席者は次藤原委員長、太田(博)副委員長、高井委員、松尾委員、中島委員、太田(勝)委員、粕谷専務、上田局長、半島地産義援金贈呈式が午後一時三十分より、石川

全管連

第56回管工機材・設備総合展のご案内

第五十六回管工機材・設備総合展(共催・東京都管工工業協同組合・東京都、東京管工機材商業協同組合、本会、全国管工機材商業連合会)が五月下旬、各支部には計九千七百部を、全設研会員各校には二百部ずつ計四千六百部を贈呈した。

管工機材・設備総合展 第56回
2024年10月23日・24日・25日
9時30分～5時00分
東京都立産業貿易センター 浜松町館 2F～5F

金沢市の同連合会事務所に会長の令和五年度第四回正副会長の部長監事会議(WE)が行われた。出席者は次のとおりである。

同日 全管連青年部協議会(WE)の第三回総務部会(WE)が午後六時より行われ、松本調査役、依田主任、仲村主任が出席した。

同日 給水工事市、輪島市及び能登町にて技術振興財団の第六十四回行われ、藤川会長、石川豊島区的全管連会館にて行われ、泉金沢市のホテル金沢にて行われ、石川豊島区の茗荷谷副会長、八十嶋わたり(順不同)。

同日 公明党石川県本部による「団体政策要望懇談会」が午後二時より、東京都豊島区的全管連会館にて行われ、泉金沢市のホテル金沢にて行われ、石川豊島区の茗荷谷副会長、八十嶋わたり(順不同)。

同日 全管連青年部協議会(WE)の第三回総務部会(WE)が午後六時より行われ、松本調査役、依田主任、仲村主任が出席した。

全管連のうごき 4月

第56回管工機材・設備総合展のご案内
今回のテーマは「支え合う人と、自然と、技術の設備展」をテーマに、来る十月二十三日(水)から二十五日(金)までの三日間にわたって東京都立産業貿易センター浜松町館(東京都港区)で開催される。詳細はホームページを参照していただきたい。
a.r.p. https://tokan.or.jp
今回のテーマは「支え合う人と、自然と、技術の設備展」をテーマに、来る十月二十三日(水)から二十五日(金)までの三日間にわたって東京都立産業貿易センター浜松町館(東京都港区)で開催される。詳細はホームページを参照していただきたい。
1、会場
東京都立産業貿易センター浜松町館(東京都港区海岸一七一一)。
2、期間
令和六年十月二十三日(水)から二十五日(金)、午前九時三十分から午後五時(初日のみ十時開館)。
3、入場
一般公開、入場無料。
第2回来創造検討委員会を開催
標記委員会が四月十一日、東京都豊島区のホテルベルクラシック東京にて行われた。
当日は、日本水道新聞
令和五年度部会長会を開催
の武田教秀編集長による講演「専門紙から見た管工業界の未来像」が行われた後、第一回会合(一月十八日開催)で意見交換した内容を元に向性を決め、未来創造検討委員会として、どのようなアクションを今後起こしていくのか等について自由討議が行われた。



令和五年度部会長会を開催
の武田教秀編集長による講演「専門紙から見た管工業界の未来像」が行われた後、第一回会合(一月十八日開催)で意見交換した内容を元に向性を決め、未来創造検討委員会として、どのようなアクションを今後起こしていくのか等について自由討議が行われた。
管機連会長・橋本政昭氏の旭日小綴章受章記念祝賀会が盛大に開催
管機連会長・橋本政昭氏の旭日小綴章受章記念祝賀会が盛大に開催された。祝賀会は、関東周辺の管工機材商業組合有志が発起人となって、橋本氏の多年にわたる管工業界に貢献された功績により、令和五年秋の叙勲において旭日小綴章の栄に浴されたことから開催された。当日は、衆議院議員の牧原秀樹先生、中川郁子先生、参議院議員の足立敏之先生、片山さつき先生、橋本聖子先生ら多くの来賓が出席し、祝意を寄せた。
また橋本会長が受けられた記念品について、能登の復興に役立ててほしいと全管連の藤川幸造会長に手渡された。

日本水大賞委員会(名誉総裁・秋篠宮皇嗣殿下)は三月十五日、八十七件の応募が寄せられた第二十六回日本水大賞の「大賞」の受賞者を、学園で育成したサンゴを生徒自ら伊江島へ運搬、移植に挑戦するほか、地球環境保全のために貢献できる人材育成を目指し、プロジェクトを行っている「玉川学園サンゴ研究部」(東京都)の「生徒の夢を実現する玉川学園サンゴプロジェクト」の美しい海を守りたい」に決定した。
また、「国土交通大臣賞」の受賞者を、多くの水災害に苦しめられてきた飯川流域に暮らす市民・企業・行政が相互に協力し、流域が一体となった地域社会を目指し、国が主導する流域治水施策にはるかに先駆け、四半世紀にわたる様々な活動を行ってきた「飯川流域会議 水めぐみね」(愛媛県)の「難治水の飯川に進めた流域治水活動」で進めた流域治水活動「四半世紀にわたる活動の軌跡」に決定した。
なお、表彰式・受賞活動発表会は、六月中旬に開催される予定。
第41回住まいのリフォームコンクールを開催
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターは、標記コンクールを開催します。
リフォーム前後がともに住宅である作品を募集する「住宅リフォーム部門」と、住宅以外の建物を住宅として再生したものや、住宅を住宅以外に用途変更した活用事例を募集する「コンバージョン部門」の二部門にて開催します(六月二十四日(月)締切)。詳しい応募条件や応募方法等については、ホームページを参照してください。
https://www.chord.or.jp/reform_contest/
軽装励行の実施について
本会は、例年夏季の軽装について取り組みを行っています。
本年も五月一日より九月三十日まで会議等の場におきましても軽装を励行しています。



管機連の橋本会長(写真右)から記念品を贈られる全管連の藤川会長

アカキの排水用フレキシブルジョイント

ハイスイAジョイント

配管支持金具の株式会社アカキ
東京都中央区新富1-19-2
☎03-3552-7331(大代表)
本社 東京・支店 営業所 全国主要都市

全管連・傷害総合補償制度

全管連



令和五年八月から「傷害総合補償制度」がラインアップに加わりました。

「全管連・傷害総合補償制度」は、法定外労働災害補償制度(以下、法定外労働災害補償制度)よりも手厚い補償を求めるニーズに応えるべく、令和五年八月より導入しています。

法定外労働災害補償と同様、経営事項審査の「労働災害総合保険(法定外補償)への加入」で十五ポイントの加点対象となるのはもちろんのこと、法定外労働災害補償では必須の政府労災の認定を待たずに保険金をお支払いすることが可能です(一部の補償については政府労災の認定が必要となる場合があります)。

また、法定外労働災害補償では補償対象外となっている入院・通院の補償や、法定外労働災害補償でオプションとなっていた「天災危険補償特約(天災危険担保特約条項)」が補償

AI G損害保険株式会社 会社で入る医療保険 「ハイパーメディカルプラス」 ご案内

全管連では、AI G損害保険株式会社の会社に入る医療保険「ハイパーメディカルプラス」の取り扱いを行っておりますので、ご紹介させていただきます。

「ハイパーメディカルプラス」は会社で入る医療保険「ハイパーメディカルプラス」です。役員、従業員、パートアルバイトが補償対象です。入院時の治療費、差額ベッド代等、病入入院時、実際にかかった費用を補償いたします(希望の場合は日額補償も可能です)。

また、近年のガン治療は通院で行うことが多くなっており、特約付帯により、費用も高額になりがちながん通院で実際に負担した実費をお支

「ハイパーメディカルプラス」は会社で入る医療保険「ハイパーメディカルプラス」です。役員、従業員、パートアルバイトが補償対象です。入院時の治療費、差額ベッド代等、病入入院時、実際にかかった費用を補償いたします(希望の場合は日額補償も可能です)。

また、近年のガン治療は通院で行うことが多くなっており、特約付帯により、費用も高額になりがちながん通院で実際に負担した実費をお支

ど、実際に負担した治療費用を補償できるという点です。

四つ目は、日本を代表する名医によるセカンドオピニオンや、高い専門性を有した糖尿病専門医の紹介、がん治療と仕事の両立を実現させるための専門家のアドバイスなどの魅力的なサービスを導入することです。

現在、全管連の会員組合を通じて会員の皆さまにパンフレットをお配りしておりますので、詳細はそちらでご確認ください。

労働者の高齢化や若い労働者の確保がわれわれ建設業における大きな課題のひとつとなっているなか、大切な従業員の皆さまへの福利厚生の充実、より優れた人材を獲得するための貴社PRポイントとして、「ハイパーメディカルプラス」をご活用されてはいかがでしょうか？

【お問い合わせ先】
AI G損害保険株式会社
電話 〇三六八四八
一八五〇〇(平日九時〜十七時)。

全国管工事業協同組合連合会の 病気補償制度 ハイパーメディカルプラス

～業務災害総合保険～
疾病入院補償特約、がん通院治療費用支援特約(拡張型)のご案内



大切な従業員の治療と
仕事の両立支援に!

病気補償がうれしい!
従業員の福利厚生に!

貴社の業務に従事する方を無記名で補償します。
従業員の年齢に関係なく病気による入院を補償します。
団体契約なので個別にご加入いただくよりも保険料が割安です。

集団扱

保険期間(1年間)

保険期間開始日は任意に設定可能です。

- *当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。
 - *集団扱契約としてご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者が引当保険会社の定める条件を満たす場合のみになります。
 - *集団扱契約を継続的にご利用いただくには、集団内での定数(契約者数10名以上)や会員資格の維持等の条件があります。
- 集団扱契約でご契約後、会員資格を喪失された場合は、集団扱契約としての補償の継続はできません。必ず取扱代理店・担当者までご連絡ください。
- 集団扱契約の特長: 集団扱契約の場合、一般契約と比べて保険料が割安です。
一括払(一括払)の場合、保険料が5%割引となります。
分割払(月払)の場合、分割割増がありません。

2023.8版 2023年11月1日以降保険始期契約用



管工事賠償補償制度

2023年11月1日始期開始から
「地盤崩壊危険補償特約」
を導入します。

工事中、工事完了後に発生する賠償リスクに対応した全管連特約員企業の皆さまの保険制度です。

NEW
2023年11月1日始期開始から「地盤崩壊危険補償特約」を導入します。

全管連 管工事賠償補償制度
2023.8版

本制度は、全管連会員が皆さまが業務中または工事完成後に発生した賠償事故を包括的に補償できる保険制度です。そして、全管連のケールネットを活かした低廉な掛金水準になっています。全管連会員企業の安定経営に貢献できる制度ですので、ぜひご加入いただきますようご案内申し上げます。

【トピック】
二〇二三年十一月の制度更新にあわせて、オプションとして、『地盤崩壊危険補償特約』を追加導入いたします。

基本契約で補償対象となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。

【商品の概要】
(1) 掛金
完成工事高一億円の場合、プランI(自己負担額十万円プラン)は、年間約三十三万円が加入で

【対象となる主な工事】
ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・上下水道工事など

【対象とならない工事】
ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事

【補償内容】
①補償額: 身体賠償(一事故あたり)五億円、財物賠償(一事故あたり)一億円
②工事完成・引渡し後の補償は、保険開始前の工事が原因であつても保険期間中に発生した事故であれば補償いたします(引渡し後の補償期間は無制限です)

(4) 自己負担額
自己負担額を二タイプをご用意いたします。身体賠償〇万円・財物

自己負担額	プランI		プランII	
	身体賠償	財物賠償	身体賠償	財物賠償
10万円	10万円	0円	3万円	
工事中の事故	身体賠償	1名 2億円	1事故 5億円	1事故 1億円
	財物賠償	1事故 1億円	1事故 2億円	1事故 1億円
工事完成後の事故	身体賠償	1名 2億円	1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
	財物賠償	1事故・期間中 1億円	1事故 2億円	1事故 5億円
施設の所有・使用・管理に起因する事故	身体賠償	1名 2億円	1事故 5億円	1事故 1億円
	財物賠償	1事故 1億円	1事故 2億円	1事故 5億円
自動セットしている 主な特約	【請 賠】 交差責任担保追加条項 (Both-Way)、作業対象物担保追加条項 【施設賠】 漏水担保追加条項			
年額掛金	完成工事高 5,000万	79,200円	139,200円	
	完成工事高 1億	157,200円	258,000円	
	完成工事高 2億	314,400円	516,000円	
	完成工事高 5億	756,000円	852,000円	

全管連・管工事賠償補償制度

- ◎「地盤崩壊危険補償特約」をオプション導入
 - ◎低廉な価格で、安全確保・安心経営をサポート
 - ◎毎月1日補償開始にて中途加入も随時募集中!
- 商品に関するお問い合わせは、損害保険ジャパン(株) 営業開発部第三課または(株)ウーベル保険事務所までお問い合わせください。

賠償三万円プランまたは身体賠償・財物賠償それぞれ十万円プランをお選びください。

【対象となる主な工事】
ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・上下水道工事など

【対象とならない工事】
ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事

【補償内容】
①補償額: 身体賠償(一事故あたり)五億円、財物賠償(一事故あたり)一億円
②工事完成・引渡し後の補償は、保険開始前の工事が原因であつても保険期間中に発生した事故であれば補償いたします(引渡し後の補償期間は無制限です)

(4) 自己負担額
自己負担額を二タイプをご用意いたします。身体賠償〇万円・財物

びいたげます。
※その他、詳細はパンフレットをご覧ください。
補償内容・掛金や制度に関するお問い合わせ・パンフレット請求・お見積り依頼・商品内容の説明会実施等のお問い合わせ
損害保険ジャパン(株) 営業開発部第三課
(〇三三三四九一三八二〇) 平日九時〜十七時
(株)ウーベル保険事務所(幹事代理店) (〇二〇二〇二六〇〇五) 平日九時十五分〜十七時

全管連